

山口県報

平成25年
7月5日
(金曜日)

目次

○告示	地方税の収納の事務の委託(税務課).....一
	瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課).....一
	瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課).....四
	保安林予定森林(森林整備課).....八
	道路の区域の変更(道路整備課).....八
	道路の位置の指定(二件)(建築指導課).....八
○公告	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(三件)(県民生活課).....九
	職業訓練指導員試験の実施(労働政策課).....一〇
	下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案に関する公聴会の開催(都市計画課).....一〇
	一般競争入札の実施(物品管理課).....一一
○公安委規程	山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程.....一二
	山口県告示第二百六十六号
	地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条の二第一項の規定により、次のとおり地方税の収納の事務を委託した。



平成二十五年七月五日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 委託に係る地方税の種類
自動車税(普通徴収の方法によって徴収するものに限る。)
- 二 委託を受けた者の名称及び所在地

- 株式会社山口銀行 下関市竹崎町四丁目二番三六号
- 地銀ネットワークサービス株式会社 東京都千代田区鍛冶町一丁目八番三号
- 国分グローサーズチェーン株式会社 東京都中央区日本橋一丁目一番一号
- 株式会社コストア 名古屋市中区栄一丁目七番三十四号
- 株式会社ココストアアイスト 茨城県土浦市小松二丁目一三番一号
- 株式会社サークルKサンクス 愛知県稲沢市天池五反田町一
- 株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目八番二七号
- 株式会社スリーエフ 横浜市中区日本大通一七
- 株式会社セイコマート 札幌市中央区南九条西五丁目四二一
- 株式会社セーブオン 群馬県前橋市亀里町九〇〇
- 株式会社セブンイレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町八の八
- 株式会社ディリーヤマザキ 東京都千代田区岩本町三丁目一〇番一号
- 株式会社ファミリーマート 東京都豊島区東池袋三丁目一番一号
- 株式会社ポプラ 広島市安佐北区安佐町大字久地六六五の一
- ミニストップ株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目一
- 株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目一番一号
- 三 委託の期間
平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間

山口県告示第二百六十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十五年七月五日から同月二十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月五日

山口県知事 山 本 繁太郎

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 出光興産株式会社
住 所 東京都千代田区丸の内三丁目一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 出光興産株式会社徳山工場
所在地 周南市宮前町一番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (t/日)	予 定 年 月 日	間 隔 時 間	動 季 動 節 の 概 的 要 変
三三一口	二五〇	平成二五 年 八、一	平成一、 一〇、三二	連 続 二 四 時 間 変 動 な し

備考 「三三一口」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する水洗施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	
三三一口	通 常 最 大	一 五	一 〇 八

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	使 用 時 間 間 隔		概 季 節 的 変 動 の 要 求
			一 日 当 た り の 使 用 時 間	変 動	
活性汚泥処理施設	コンクリート製	一、八〇〇	二 四 時 間	変 動 な し	

No. 1	排水口	排水口の		排出水の一日当たりの量 (m ³)
		通常	最大	
七・九	九六	七・九	九六	一五五〇五〇
二・六	五六	二・六	五六	一九六、六一〇

種 類	項目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
		通常	最大	
活性炭吸着処理施設	処理後	〃	〃	〃
	処理前	〃	〃	
活性炭吸着処理施設	処理後	七	八	八六九
	処理前	〃	〃	
活性炭吸着処理施設	処理後	〃	〃	二、〇六四
	処理前	〃	〃	
活性炭吸着処理施設	処理後	〃	〃	二、二四八
	処理前	〃	〃	
活性炭吸着処理施設	処理後	七	八	一、一六四
	処理前	〃	〃	
オйлセパレーター	処理後	〃	〃	〃
	処理前	〃	〃	
種 類	項目	通常	最大	通常
	水素イオン濃度 (水素指数)	〃	〃	一、一一九
種 類	項目	通常	最大	通常
	化学的酸素要求量 (mg/l)	八・五	四〇	一、七〇三
種 類	項目	通常	最大	通常
	浮遊物質質量 (mg/l)	三〇	八〇	〃
種 類	項目	通常	最大	通常
	油類 (mg/l)	〃	三〇	二
種 類	項目	通常	最大	通常
	窒素 (mg/l)	〃	二	四五
種 類	項目	通常	最大	通常
	リン (mg/l)	〃	〃	二

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

活性炭吸着処理施設	活性炭吸着処理施設	活性炭吸着処理施設
鉄製	コンクリート製	鉄製
〃	一、四〇〇	二、二〇〇
活性炭吸着	活性汚泥	活性炭吸着
〃	〃	〃
〃	〃	〃
(既 設)		

No. 8	No. 7	No. 6	No. 5	No. 4	No. 3	No. 2
排 水 口	排 水 口	排 水 口	排 水 口	排 水 口	排 水 口	排 水 口
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	五	六	〃	〃
〃	二〇	〃	〃	〃	〃	〃
〃	二五	〃	六	九	七	九
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	一・五	一・六	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	七五、二〇〇	一五九、四二〇	四〇二、四九五	二〇、〇〇〇	二二四、五〇〇
七、二〇〇	二四〇	七九、〇〇〇	二九五、六二四	四七二、五八三	四〇、四六六	二五八、六〇〇

山口県告示第二百六十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十五年七月五日から同月二十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 出光興産株式会社

住 所 東京都千代田区丸の内三丁目一番一号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 出光興産株式会社徳山工場

所在地 周南市宮前町一番一号

三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する静置分離器、同表第七十号の廃油処理施設及び同表第七十

四 四号の特定事業場から排出される水の処理施設
変更しようとする事項の内容

特定施設の使用方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	項目	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
		通常	最大	
〃	水素イオン濃度 (水素指数)	〃	〃	八六九
		〃	〃	九〇六
〃	化学的酸素要求量 (mg/l)	八・五	〃	八六九
		〃	〃	九〇六
〃	浮遊物質 (mg/l)	〃	〃	八六九
		〃	〃	九〇六
〃	室 (mg/l)	〃	〃	八六九
		〃	〃	九〇六
七四	水素イオン濃度 (水素指数)	〃	〃	二、〇六四
		〃	〃	二、二四八
七四	化学的酸素要求量 (mg/l)	八・五	〃	二、〇二〇
		〃	〃	二、一八八
七四	浮遊物質 (mg/l)	〃	〃	一、一六四
		〃	〃	一、八四八
七四	室 (mg/l)	〃	〃	一、二一九
		〃	〃	一、七〇三
七〇	水素イオン濃度 (水素指数)	〃	〃	一、〇二一
		〃	〃	一、五八三
七〇	化学的酸素要求量 (mg/l)	〃	〃	二五二
		〃	〃	二九九
三三二	水素イオン濃度 (水素指数)	九	〃	一四四
		〃	〃	一七九
三三二	化学的酸素要求量 (mg/l)	〃	〃	二五二
		〃	〃	二九九

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	項目	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
		通常	最大	
〃	水素イオン濃度 (水素指数)	一〇	二・六	一、〇二一
		〃	〃	一、五八三
〃	化学的酸素要求量 (mg/l)	三・四〇	六・二〇	一、〇二一
		〃	〃	一、五八三
〃	浮遊物質 (mg/l)	一〇	二〇	一、〇二一
		〃	〃	一、五八三
〃	室 (mg/l)	二・五	四・五	一、〇二一
		〃	〃	一、五八三
〃	室 (mg/l)	一・五	二	一、〇二一
		〃	〃	一、五八三

備考 「三三二」、「七〇」及び「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する静置分離器 同表第七十号の廃油処理施設及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

活性炭吸着処理施設				活性汚泥処理施設				活性炭吸着処理施設				活性汚泥処理施設				オイルセパレーター		
処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		処理前		処理後		
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
〃	〃	〃	〃	〃	七	〃	八	〃	〃	〃	〃	〃	七	〃	八	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	八(六)	〃	〃	〃
〃	八・五	〃	〃	〃	四〇	〃	四〇〇	〃	八・五	〃	〃	〃	四〇	〃	四〇〇	〃	三三〇	〃
〃	三〇	〃	〃	〃	八〇	〃	四七〇	〃	三〇	〃	〃	〃	八〇	〃	四七〇	〃	五六〇	〃
〃	五	〃	〃	〃	〃	〃	一〇	〃	五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	一〇	〃	〃	〃	〃	〃	三〇	〃	一〇	〃	〃	〃	〃	〃	三〇	〃	〃	〃
〃	一	〃	〃	〃	二	〃	一〇	〃	一	〃	〃	〃	二	〃	一〇	〃	五	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	四〇	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
八六九	八一五	八六九	八一五	八六九	八一五	八六九	八一五	二、〇六四	二、〇一〇	二、〇六四	二、〇一〇	一、一六四	一、一一〇	一、一六四	一、一一〇	一、一一九	一、〇二一	一、一一九
九六六	九〇六	九六六	九〇六	九六六	九〇六	九六六	九〇六	二、二四八	二、一八八	二、二四八	二、一八八	一、八四八	一、七八八	一、八四八	一、七八八	一、七〇三	一、五八三	一、七〇三

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 8 排 水 口	No. 7 排 水 口	No. 6 排 水 口	No. 5 排 水 口	No. 4 排 水 口	No. 3 排 水 口	No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 水 口	項 目			
									変更後	変更前		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	七・九	通 常	水素イオン濃度 (水素指数)	排出水の汚染状態の値
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	九(六)	最 大		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二・六	通 常	化学的酸素要求量 (mg/l)	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	五	最 大		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	五	通 常	浮遊物質 (mg/l)	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一六	最 大		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一	最 大	鉍油類 (mg/l)	
〃	〇・四	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇・三	通 常	窒素 (mg/l)	状態の値
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一・五	最 大		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一・六	通 常		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇・〇三	最 大	磷 ² (mg/l)	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇・四五	通 常		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇・四五	最 大		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一五五、〇五〇	通 常	排出水の一日当たりの量 (m ³)	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一九六、六一〇	最 大		
〃	七、二〇〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二〇、〇〇〇	通 常		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	四〇、四六六	最 大		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二二四、五〇〇	通 常		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二五八、六〇〇	最 大		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	四〇二、三八七	通 常		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	四七二、四六三	最 大		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	四〇二、四九五	通 常		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	四七二、五八三	最 大		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二九五、六二四	通 常		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二五九、四二〇	最 大		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	七五、二〇〇	通 常		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	七九、〇〇〇	最 大		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二四	通 常		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二四〇	最 大		

山口県告示第二百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十五年七月五日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 保安林予定森林の所在場所

下関市大字吉田地方字寄ヶ浴一六七、一六八の一、一六九、一七五、一七九、一八〇、一八二、一八三、大字吉田字吉毛七二〇の一〇から七二〇の二二まで、七三七の一、七三七の二、七四〇の一、字式反田七二二（次の図に示す部分に限る。）、字一ノ馬場七六三の二

長門市油谷河原字川久保八六一の三、字山根八六八、八六九の一、八六九の二、八七〇の一、八七一の一、字荒神八七三の二、八七三の三、俵山字無田二二二九、字金敷二二三〇、二二三二から二二三四まで、字西山二二六四の七、二二六四の一八、字牛地四三〇六から四三二〇まで、四三二七（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

下関市大字吉田地方字寄ヶ浴一六七・一六八の一・一八二・一八三・大字吉田字吉毛七二〇の一〇から七二〇の二二まで・七三七の一・七四〇の一（以上九筆）
長門市油谷河原字山根八六九の一・八六九の二・俵山字金敷二二三二から二二三四まで・字牛地四三〇八から四三二〇まで（以上八筆）について次の図に示す部分に限る。）、四三二七

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十五年七月五日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月五日

山口県知事 山 本 繁太郎

道路の種類 県道
路線名 萩城趾線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	旧	新			
萩市大字堀内字堀内村一〇九の一地 先から 同市大字土原字土原三七〇の一六地 先まで	最狭 二五・六〇		二、八三九・八		終点の変更による。
萩市大字堀内字堀内村一〇九の一地 先から 同市大字梅屋町字梅屋町一の一八地 先まで、 萩市大字梅屋町字梅屋町一の一八地 先から	最狭 一一・四〇	最狭 一五・四〇	九五六・二		萩市道玉江菊ヶ 浜線の道路の区 域
同市大字平安古町字平安古三〇四の 一地先まで 及び 萩市大字平安古町字平安古三〇四の 一地先から 同市同大字	最狭 一〇・〇〇	最狭 一六・〇〇	七一六・一		萩市道片河線の 道路の区域
同市同大字	最狭 一九・一〇		二八五・七		

山口県告示第二百七十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十五年七月五日

山口県知事 山 本 繁太郎

平成二十五年六月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人シャントイ山口

代 表 者 の 氏 名 角 直彦

主たる事務所の所在地 周南市大字下上二七五四番地

(二二三) 職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十条
第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施します。

平成二十五年七月五日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 試験を行う免許職種及び試験の方法

(一) 免許職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一に掲げる免許職種

(二) 試験科目

学科試験のうちの指導方法

二 試験の日時

平成二十五年九月九日（月曜日）午前十時から午前十一時三十分まで

三 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六一番地

山口県セミナーパーク

四 受験資格

法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者であること。ただし、次に掲げる者は、受験できない。

(一) 法第二十八条第五項各号のいずれかに該当する者

(二) 受験しようとする免許職種について法第三十条第五項の規定による実技試験の全部及び学科試験のうちの関連学科の免除を受けることができない者

五 受験申請書の受付期間

平成二十五年七月二十四日（水曜日）から同年八月七日（水曜日）まで（郵送の場合）、八月七日までの消印のあるものは、有効とする。）

六 受験申請書の提出先

山口市滝町一番一号（郵便番号七五三一八五〇一）

山口県商工労働部労働政策課

七 提出書類

(一) 受験申請書及び履歴書

(二) 写真（縦四センチメートル、横三センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、氏名を記入すること。）

(三) 技能検定合格証書等受験資格を証する書面

八 受験手数料

三千百円に相当する山口県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十五年九月二十日（金曜日）とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験案内、受験申請書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部労働政策課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「指導員試験申請書請求」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三センチメートル以上、横二十一センチメートル以上のもの）を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部労働政策課産業人材育成班（電話〇八三一九三三―三三三四）にすること。

(二二四) 下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定に基づき、下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

平成二十五年七月五日

山口県知事 山 本 繁太郎

一 開催の日時

平成二十五年七月二十四日(水曜日)午後六時

二 開催の場所

下関市伊倉町二丁目一番一号

下関市立川中公民館

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する下関都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分

次のとおりとする。

四 公述の申出手続

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十五年七月十七日(水曜

日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下

「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-一八五〇一)山

口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、平成二十五年七月十七日までの消印のあるものに限りま

す。

(二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公

聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります。

(三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限

することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した

者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。

五 その他

(一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三-一九三三-

三七三三)にしてください。

(二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

下関市貴船町三丁目一番一号

下関土木建築事務所

下関市南部町一番一号

下関市都市整備部都市計画課

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)

(二二五) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十五年七月五日

山口県知事 山本 繁太郎

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量

県立学校コンピュータ教室用機器 一式

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成二十五年十二月二十六日

(四) 納入場所

山口県立高森高等学校ほか十四箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配

人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業

務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並

びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成二十三年山口県告示第二

百七十一号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れ

の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達す

る物品等の種類等に関する告示(平成二十五年山口県告示第五十三号)に基づく資

格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の製造の請負並びに

物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

入札説明書及び仕様書の交付

山口市滝町一番一号

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限

平成二十五年八月十九日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十五年八月二十日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

(二) 日時

平成二十五年八月二十日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 山本繁太郎

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) この入札に係る売買契約については、県議会の議決を要するため、落札後仮契約を締結し、当該議決を経た後本契約を締結する。

(五) 契約保証金 免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(七) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三―三九六〇)に問い合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Name and quantity of the products to be purchased: A set of equipment for the computer room in prefectural schools

(3) Delivery period: December 26, 2013

(4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Takamori High School and 14 other places

(5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., August 19, 2013
(In case of bringing a tender: 11:00 A.M., August 20, 2013)



山口県公安委員会規程第一号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年七月五日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程(平成元年山口県公安委

員会規程第一号(一)の一部を次のように改正する。

別表第一の六十八の表第七七条の六の項中「雑」を「報告及び国家公安委員会からの通報の」に改める。

附 則

この規程は、平成二十五年七月五日から施行する。

平成二十五年七月五日印刷
發行

發行
行人所

山口
山口
山口
知事
事